

海外留学記

EC 経済の最近の若干の問題点

清水 貞俊

序

昭和四九年二月から約一年間、ベルギーのブラッセル大学、ヨーロッパ研究所に留学する機会を得た。この間ヨーロッパ各地を歴訪し、各国の経済事情の視察も行なった。本稿はその留学の報告の一部となるものであるが、まだ帰国後間もなく、体系的な論文という体をなしていない。断片的な EC 経済、ア・ラ・カルトといったようなものである。なお研究の成果は今後テーマ別にまとめて次々に発表したい。本稿はその前座をつとめる角張らない報告である。

I EC 最近の主な問題

私の留学期間中(主として一九七四年中)のヨーロッパは EC

それ自体の動きとしてはそれ程大きな動きは見られない。新聞やニュースをにぎわした問題は、石油危機の問題、それと関連してインフレ問題、イギリスの加盟再交渉問題、そして最後に十二月九・一〇両日の首脳会議で終っている。最後の首脳会議は EC の前進という面から見た場合唯一の成果といえるが、概して低調な一年間であった。七四年の EC の動きを述べる場合、まずそれに先立つ数年間の動きを概説する必要がある。

1 過去数年間の低滞

EEC は一九六八年に一応関税同盟を完成させたが、特に六五年頃から EC 各国の利害の対立が顕在化し、今後の EC の形態(将来のヨーロッパ共同体のあるべき姿)について、意見

の一致が見られなかった。六九年四月にド・ゴールが大統領を辞職し、六月にポンピドゥが大統領となってECに新たな動きのきざしが見えて来た。その現われが同年一二月にハーグで開かれた六カ国首脳会議で、この席上でイギリス他3カ国の加盟交渉の再開の決定、関税同盟から経済・通貨同盟への移行（七〇年代中に）の決定が行なわれ、一つの画期的な会議とされた。このハーグ会議にもとづいてイギリスを含む3カ国のEC加盟が実現したことはよく知られている。経済通貨同盟については、その具体的形態が必らずしも明確でなく、またその実現に到る過程も例えばマネタリストとエコノミストの対立などあったが、とに角七一年二月「完全な経済・通貨同盟の一〇カ年計画」が発表され、経済・通貨同盟の基礎が設定された。^(註)

(註) この経済通貨同盟の目的は次のように定められている。経済・通貨同盟は、これから一〇年間に共同体が一つの地域をつくり、その中で人員、財貨、資本が自由に流通し、地域的な均衡をもたらさないようにする。同盟は国際通貨制度の中で一つのまとまった通貨圏を形成し、通貨の完全な、かつ不可逆の交換性、替為相場変動中の除去、取消不可能な平価の固定を行なう単一通貨創設の基礎をつくる。又経済・通貨の領域においては、同盟の機構が同盟を管理する能力と責任

EC経済の最近の若干の問題点(清水)

をもつ。したがって必要な政策上の決定は共同体のレベルでなされ、それに必要な権限が共同体の機関に与えられる。

このように経済・通貨同盟の基礎が設定され、それにもとづいて各国為替相場の変動中の縮少が計画されていたが、七一年マルクの投機買いによりマルクは変動相場制に移行を余儀なくされて第一の挫折、続いて八月ニクソンのドル防衛声明、いわゆるニクソン・ショックでEC諸国は統一的な対応が出来ず、第二の挫折となる。しかしスミソニアン体制がとも角成立し、翌七二年四月為替変動中の縮小による通貨同盟への第一の接近へとこぎつけた。しかし国際通貨制度は相変らず不安定で、七二年にはポンドの脱落、更に七三年にはイタリーのリラ、七四年にはフランス・フランの脱落で、通貨同盟とは事実上マルク圏を中心とした数カ国となってしまい、それを如何にして再編成するかが七四年の課題であった。

この通貨問題の困難に別の面から拍車をかけた、或は別の面から重大化する原因となったのは石油危機である。OPEC諸国は中東戦争との関連で七三年一〇及び一二月に石油生産の削減を決定し、又七三年末から七四年初にかけて数次にわたり、石油価格の大巾引上げを実施した。これは色々な点

でE Cの結束をみだした。第一に石油価格の引上げは石油関連製品更には他の商品の価格へと波及し、全面的な物価の高騰をもたらした。これが国際収支の悪化の原因となった。国際収支の悪化及びインフレの度合は国によって程度が異なり、その対策が国によって異なり、共通政策がとれず、むしろ対立を深めた。第二にO P E C諸国はオランダに対して特にきびしく、石油の禁輸を実施したが、E C諸国は自国に難が波及するのを恐れてオランダに対する援助をせず、オランダと他のE C諸国のみぞが深まった。第三にO P E Cの措置はイスラエルに、ひいてはその背後にあると考えられるアメリカに対する報復措置であり、E C諸国は資本主義的同盟国であるアメリカに顔を向けるか、或は石油供給国であるアラブ諸国に顔を向けるかで一致した政策がとれず(西ドイツはアメリカ向きフランスはアラブ向き)この点でもE C諸国の亀裂を生み出した。

このようにE Cは色々な面で動きのとれない状態で一九七四年に入ったが、この低滞を一層強めたものとして春の選挙及びその結果としての政権の交替がある。まず二月の総選挙でヒース保守党が敗北し、三月にウィルソンの労働党内閣が

成立した。これに引続いてベルギーでは同じく三月に約一カ月の難産の末チンデマンス新内閣が成立、四月にフランスのボンビドゥ大統領が死亡して五月にはジスカールデスタンが大統領となり又、西ドイツでも五月にブランド首相が辞任してシュミット新政権が発足するといった具合に三月から五月にかけてE C主要国の政権が入れかわった。イギリスが早速加盟条件の再交渉方針を打出したのを除くと、各国の新政府はインフレ対策、エネルギー対策に追われ、E Cとしての共同歩調をとるところ迄は行かず、秋まで動きのとれない状態が続いた。

2 若干分野における前進

E Cの共通政策として従来から色々な問題をはらみながら、最も前進している分野に農業政策があり、又、最近、具体的な前進はあまりないが大きくクローズ・アップされている分野として地域政策がある。これらについては別に述べることにして、ここでは他の若干の分野について述べたい。

a 社会政策

E E Cを設定する条約では社会政策の調和について述べて

いる。その必要性は一つには競争条件の均等化から来ており、今一つは労働組合の強い要求から来ている。実際に社会政策

は各国でかなり力点のおき方が異なっており、例えばフランスでは家族手当にかなりの力点がおかれ、西独では老人福祉に力を入れる等々である。それぞれの国の歴史的、社会・経済的事情によるのであり、これを画一化することはできず、調和という表現をとっている。社会政策の調和について委員会はこれを主導的に、かつ強力におし進めようとはしていなかった。経済統合がおし進められるに従って、経済競争の中で、かつ相互の情報交流を通じて各国の社会政策は自然に平準化されて行くであろう。又無理に平準化しようとして前進した国の社会政策のレベルを後退させることは具合が悪い。前進する中で調和であり、経済統合の結果として自然に実現されるべきで、無理に調和をおし進めることを避けてきた。しかし実際の社会政策は国家又は地方政府によって実施されており、この分野での共同体の権限と国家の権限を明確化するものの必要性がいわれ、社会政策に対する共同体の一層積極的な働きかけの必要が云々されて来た。六九年のハーグにおける首脳会議で経済・通貨同盟の漸進的設立を定めた時、

EC 経済の最近の若干の問題点 (清水)

社会政策の調和の問題も考慮に入れることで検討がなされて来た。

一九七三年十二月に社会的行動計画 (Le programme d'action sociale) の委員会提案が行なわれている。この提案では、移民労働者及び肢体不自由者に対する社会基金の援助、肢体不自由者に対する行動計画、労働者の安全保障に対する欧州委員会の設立、男女の同一賃金、週四〇時間労働の適用の勧告、その他のものが含まれている。この提案の線に沿って七四年一月に理事会は社会的行動計画を採択した。これは全共同体的な社会政策となるべき具体的な政策を打建ててはいないが、そこに到る第一歩として評価されるだろう。

b 教育計画

地味な面だがこの間において教育計画においても若干の前進が見られる。元来ローマ条約では教育問題についての統合、或は調和については何等の規定もなされていない。実際閣僚理事会も外相、農相、蔵相、経済相、運輸相などを構成メンバーとしており、文相による理事会がもたれることはなかった。

六九年のハーグ会議で「ヨーロッパで文化の発展、進歩の

ための場を守る必要がある」であり、又「ヨーロッパを成長させる総ての創造的活動や行動は、もし若い世代がそれと密接に関連をもつならば偉大な未来を保証するだろう」ことが認められ、七一年に教育についての共同体の行動のガイドラインが明らかにされた。

教育計画についての共同行動を必要ならしめた背景は二つある。

第一はEECは人の自由移動、事業設立の自由を定めており、このことは資格、免許の相互認定を必要とし、そのためには教育面での共同行動を必要としている。第二に、学制の改革を要求するフランスの学生運動が一九六八年に爆発し、それが契機となってヨーロッパ全体に学制改革の動きがでてき、実際にそれがおし進められつつある。その場合、各国がばらばらにやるより、お互いに情報を交換しあい、連絡しあいながらやった方がよい。この二つが契機となったのである。

七一年十一月に六カ国文相が初めて会合を開き、又七二年のバリにおける首脳会議で教育プラン作成が議題にあがった。委員会は元ベルギー文相アンリ・ジャンヌ(Henri Janne)教授に共同レベルでの教育の基本的要素についての報告の

作成を依頼した。ジャンヌ報告は最近の教育の一般的傾向として次のような特徴をあげている。(i)教育はあらゆるレベルにおいてマスプロ化している。(ii)教育の民主化に対する要求は高まっている。(iii)与えられる知識の量は急速に増大している。(iv)教育面においてマス・メディアはかなりの役割をはたしており、その意味で狭義の教育はその独占性を失いつつある。(v)情報網が発達し、個々人は自らの教育を方向づけることができる。報告書はこのような特徴をあげた後、教育制度により大きな柔軟性をもたせ、かつ民主化するための多くの勧告を行なっている。多くの問題は未だ検討中の段階であるが、教育の分野にも共通の行動計画が考えられつつある。

c 十二月の首脳会議

ECの行きづまりを打開するため七四年十二月九・十両日首脳会議が開かれた。これはジスカール・デスタン、フランス大統領の呼びかけによるものである。

この会議でECの結束を強化するための一定の前進が行なわれた。内容は大きく分けて①制度上の問題(欧州理事会の発足、多数決制への移行、チンデマンズ委員会の発足)、②イギリス加盟条件の再交渉(特に財政問題と農業問題)、③地域開発基金

発足の問題 ④ エネルギー問題である。以下それぞれについて考察する。

(1) 制度上の問題

欧州理事会の発足——制度上 E C の機関としては共同理事会、共同体委員会が主要なもので、特に最高の決定は共同理事会でなされる。このメンバーは主として外相、議題に応じて農相、蔵相、等それぞれ担当の閣僚が出席する。唯この会議には首相又は大統領が直接出席することはない。したがって最高の政治的判断を必要とする場合、関係理事会のみでは不十分で、大統領及び首相による首脳会談が必要に応じて開かれていた、ただこれは E C の制度にはないものであった。したがって今後は首脳会議を欧州理事会と名付けて E C の制度の中に位置づけ、定期的に開催することになった。

多数決制——ローマ条約では E E C の機関の決定は E E C 発足後過渡期の第一段階では全会一致制であるが、第二段階では若干の決定が多数決制(単純多数決又は特定多数決)へ移行し、第三段階では更に多くの決定が多数決になることになっていた。多数決制はいふ迄もなく、例え一国が反対しても多数の票でおし切られてしまうことで、一国の主権が侵害され

EC 経済の最近の若干の問題点(清水)

る可能性をもっている。逆にいうならば、多数決のウエイトを高めることにより、従来の国家中心から E C 中心へ、漸次移行して行くことを意図していた。フランスはド・ゴール登場後国家主義的色彩を強め、E E C が超国家的色彩を強化するのにことごとく反対していたが、第二段階の最後の年、一九六五年の七月一日、農業基金の管理問題を口実として E E C のあらゆる会議をボイコットし、復帰条件の一つとして多数決制移行の停止を主張した。六六年一月のルクセンブルグ会議でフランス外相は次のように宣言した。「フランスはその基本的利益をそこなうような如何なる理事会決定にも拒否権を發動し、多数決に反対する権利を留保する」と。他の五カ国のメンバーはこの点に関するローマ条約の規定を修正すること、即ち多数決のルールを放棄することは拒否したが、一国の基本的利益をそこなうような問題については全会一致で決定することに同意した。ルクセンブルグ会議の性格であるが、これは法的拘束力をもつ決定ではなく、暗黙の了解事項と考えるべきである。というのは事務局としての、或は提案者としての委員会がその場に出席していなかったからで、従って正式の E E C の理事会の会議とはいえないからである。しか

し何れにしてもこの時点から理事会の決定は多数決制はとらず、全会一致制をとって来た。このことはEECの内部矛盾、各加盟国間の対立が顕在化して来たこの時点においてはEECの崩壊を防いだという評価も下せるが同時に全会一致制という拘束のため重要な決定が下せず、EECの機能マヒを生ぜしめたことも事実である。七四年末という時点で、しかもフランスの大統領から多数決移行の提案が行なわれたことは興味深い。その表向きの理由としてはこの数年來、全会一致制により陥っていたEECの機能マヒから回復することがあげられている。特に七三年一月一日から新たに三加盟国を迎えてEECは六カ国から九カ国にと拡大された。全会一致の困難性は更に増大するだろう。これがこの時点で提案されねばならなかった原因であるが、更にうがった見方をすれば次のようなことが言えるのではなからうか。フランスは従来はECの中で最も国家主義的であり、ECの中でのだっ子的存在であったが、新たな加盟国を迎えた現在ではフランスはむしろ旧六カ国EECの一員であり、新たな加盟国、特にイギリスが、自国の利益を主張してEECを変質させることをあらかじめ防ごうとしたという見方である。何れにせよドゴールの

まいた種子をジスカール・デスタンが自らの責任で撤回したのである。

チンデマンズ委員会の発足——六九年のハーグ首脳会議で経済・通貨同盟の基礎をこしらえることを決定し、これを七〇年代中に実現することとしたこと既述の通りである。しかし経済・通貨同盟は如何なる内容のものであるかについては、既に六二年に出された「第2段階における行動計画」の中で通貨同盟について、ごく大雑把な粗描をしているだけで、具体的内容は明確でない。前進する中で考えようということ、七三年の末、即ち、経済・通貨同盟の第一段階が終る時迄にその輪郭について研究し、委員会が提案を行なうことになつて来た。しかしその提案がなされないまま今日に到っている。七四年十二月の首脳会議ではこの問題をも前進させるため、ECの統合の前進に極めて熱心なベルギーの首相、チンデマンズ氏を委員長とする研究委員会を発足させ、報告書を提出することを依頼した。この委員会の検討内容は七〇年代末の経済通貨同盟はどこ迄を目標とすべきか、政治統合のあり方、欧州議会のあり方と議員の直接普通選挙のやり方などである。

(2) イギリス加盟条件の再検討と国民投票の問題——一九六一年から初まったイギリス加盟交渉についてはここではふれない。最終的には六九年十二月のハーグ首脳会議でイギリスの加盟交渉の再開が決定され、七〇年六月から交渉が再開されて七二年一月に加盟条約に調印され、七三年一月一日からイギリス他二国の加盟が実現した。加盟交渉にあたりEC側(特にフランス)の主張はイギリスが加盟するのはECの主旨に賛同して入ってくるわけだから、EECの基礎になっているローマ条約の基本的な修正はありえないし、又EECがこれまで歩んで来た軌道をイギリスの有利なように変更することもあり得ないとの態度をとっていた。イギリスにとつて苛酷な問題はEECの農業政策を受入れねばならないことであり、又、今後連合関係という形で交渉の余地が残されていないとしても、旧英連邦諸国との関係を断ち切らねばならないことであり、更に農業政策と関連するが、一九六九年十二月に合意に達している財政負担を受け入れねばならないことであつた。当時交渉にあつたヒース内閣は一応この線に沿いながらも農業問題及び英連邦問題で一定の例外事項を旧EC側に認めさせつつ加盟交渉を妥結させたのである。当時野党

EC経済の最近の若干の問題点(清水)

であつた労働党は、この加盟条件はイギリスに不利であるとなし、又労働党が近い将来政権を担当した場合、EC加盟条件については再交渉を行ない、かつ加盟の可否について国民投票にかけるであろうと宣言したのである。七三年一月一日からイギリスのEC加盟は実現したのであるが、七四年三月イギリスでは保守党から労働党へと政権の交替が行なわれた。かくして再交渉の問題が現実の問題となつたのである。再交渉における大きな問題は財政負担の問題と農業問題である。ここでは十二月の首脳会議で主要にとりあげられた財政問題についてのみ言及する。

まづこれ迄のECの財政のアウトラインとこれまでの経過について述べる必要がある。ECという機構を維持し、かつ一定の政策を実施するためには資金が当然必要である。主要な支出は機構を維持するための膨大な人件費、調査費、資料の出版費等の他に共通農業政策を実施するための支出がある。この支出は欧州農業基金(FEOGA)を通じてなされ、主として農産物価格支持、輸出補助、農業構造改善のために支出され、EC財政の主要な部分を占めている。収入は従来農産物に対する輸入課徴金と各国の分担金とから成つていた。E

ECの農業政策がおし進められるに従って、そのための財政支出は急速に増大し、それに見あった収入を確保する必要が唱えられ、一九六五年にはEEC財政の強化案が委員会から提案されている。この提案によると、従来の各国の分担金(各国のGNPを基礎にして算出され、交渉が行なわれる)にかえて、農産物輸入課徴金の他に工業製品に対する関税と付加価値税の一部をEEC固有財源にするとの提案であった。六五年の提案はそれとともにEEC議会の強化、その他EECの超国家性の強化もねらいとされており、フランスのEEC諸会議のポイコットとなって結局EEC財政の改革は実現しなかった。ところが六九年十二月一・二両日のハーグにおける首脳会議でイギリス等の加盟交渉を再開する決定がなされた直後、つまり十二月一九〜二二日のEC理事会でEC財政問題についての合意が成立し、新たなEC固有財源が成立することになった。このことはイギリスの一部では極めて不評に評価された。つまり、イギリスを加盟させる前に財政支出のお膳立てをととのえ、イギリスがそれを受入れて加盟した場合不当に過大な財政負担を強いられるというのである。七二年十月のフィナンシャル・タイムスは次のように述べている。

「ハーグにおいて共通農業政策の金融問題と、イギリス加盟交渉の開始の取引をしたことは共同体の一つの最も大きな政治的かけ引きであった」と。

七四年三月登場したウイルソン内閣はイギリスのEC加盟条件、とりわけ財政負担の改善を主張した。六月四日ルクセンブルグで開かれたEC議会でカラガン氏はその演説の中で次のようにいつている。「予想される一九七七年の共同体GDPの英国の割合は約一六%で、一九八〇年には一四%である。これは我が国の国際収支改善に大きく貢献するであろう。北海の油田の開発を考慮に入れてである。実際共同体財政についていえば、加盟交渉は基本的に不適当であった。その後の経験からしてもこのことはより強く認められる。一人当りGDPの低い英国が、一人当りのGDPの平均の上まわる国に大量の資金を移転させねばならないのは不適切である。英国の貢献は来年度は一三・五%になり、一九八〇年にはGDPのウェイトは一四%と予想されるのに二四%以上の資金負担を引受けることになる。」というのである。ECの財源が農産物輸入課徴金と輸入関税が主な内容であるため、イギリスのように輸入依存度の高い国は必然的に多くの資金を負担

せねばならず、国内総生産物の各国比重より過大な負担を強いられ、公平を欠くとの主張である。EC側、特にフランスは、既に妥結した加盟条件の再交渉はありえず、イギリスの負担の大きいのは、域外に対する貿易依存度が高いからで、EC諸国との結合を大きくすれば、財政負担のウェイトは自然に減少すると主張してきた。十二月の首脳会議でこの点に關し、かろうじて妥協が成立し、農産物に対する輸入課徴金と輸入関税については再考慮できないが、付加価値税の一定割合のところを考慮することはあり得るとしたのである。この会議の一応の成果を基にウイルソン内閣の対国民投票キャンペーンが組織され、七五年六月六日の投票でEC残留が決まり、英加盟問題が最終的に結着がついたのである。

II 農業問題の展開

農業問題はEECの中で共通政策としては最も前進したものでECの経済統合を引張っていく役割をはたしてきた。しかし同時に農業者からも、食糧品の消費者からも最も評判の悪い政策でもある。最近においても国際通貨危機により、或は又石油をはじめ一般物価の高騰により、又イギリス等の新

EC経済の最近の若干の問題点(清水)

規加盟によりEEC農業政策はゆれにゆれた。最近の問題を概観しよう。

1 構造政策

EECの農業政策は従来価格政策と課徴金政策を支柱とした市場政策が中心であったが、①統一価格は政治的要素によって決定されることが多く②そのため一般に妥当な水準より高く、かなりの分野で農産物の過剰が生じる③生産性が増大せず、逆に生産性の低い農業が温存されるなどの問題点をはらんでいた。このため構造政策の重要性が考えられ、一九六八年十二月にマンスホルト計画が提出された。この内容の詳細はしないが、要するに一九八〇年を目標に農業人口の大幅な削減と農業の大規模化(生産単位、近代的農業企業の創設)により農業の生産構造を变革しようとするものであった。そしてそのための離農のための援助、再教育のための援助などの提案を行なっている。このマンスホルト案は多くの議論を生み、一定の修正がなされたが、大筋においてはこれに沿った形で理事会決定が採択された。即ち一九七二年三月二五日の三つの命令である。

命令Aは経営の近代化に関するもので、農家の収入を改善し、労働条件・生産条件を改善しようとするものである。この命令に従って援助を受けようとするものは他の職業と同じ収入を得ることが可能となるような改善計画を作成し、その計画書を提出しなければならない。資金の援助は一部は共同体が負担し、F E O G Aの支出となる。命令Bは離農の奨励と、かくして手離なされた土地の構造改善の為の利用に関するものである。五十五才——六十五才の離農者に対する補償金の支払いなどが定められている。命令Cは農業経営者及び労働者並びに家族的援助についての社会経済的情報の改善に関するもので次のような情報機関がつくられる。①社会経済的状态を改善するための一般的情報サービス ②個人に対する職業適応についての情報サービス ③農業の大衆化についての情報サービス ④離農するか或は農業に専念するかを選択についての情報サービスがそれである。

この一連の構造政策の一つの特徴はその政策の実施の分権化である。共通農業政策の実施は国家の政府ではなく、委員会というのが従来の方針だったが、この命令の実施にあたっては国家の権限にゆだねられている(本来命令 Directive という

のはそのような性格のものである——ローマ条約第一八九条参照)。そのための措置が一年以内に(即ち七三年四月二〇日迄)とられることになっていた。しかし実際にはこの措置は遅れ、理事会命令により七三年末迄延期された(C. O. N. 1207/48, 28. 7. 73)。実施のための各国の対応は遅れている。委員会は七三年十一月に共通農業政策について七四年一月一日より七八年迄のメモランダムを発表しているがその中で特に共通農業政策が他の諸政策と足並をそろえて前進する必要性を強調している。従来農業政策はE E Cの諸政策の中で最も前進したものであり、多くの対立や問題点をはらみながらもE E Cをプッシュする力になっていた。しかし、他の政策と歩調を合せないと農業政策の発展は不可能な限界につきあたりつつあることを物語っている。

2 七三年——七四年における農産物価格の波乱

一九七四年は前年に引き続いて石油価格の高騰と、それに伴なう一般物価高騰の中で農産物価格は砂糖の値上り以外は一般に低価格で、特に牛肉価格は前年から低下傾向を示し、五—六月頃底値となった。農産物の値上げを要求する農民の

デモが国道の交通をまひさせる風景があちこちで見られた。そして九月にE E C農業政策が始まって以来異例の年度の間での農産物価格の引上げとなったのである。この間の事情を見て見よう。

E E Cの農業政策は価格政策を一つの支柱として農業所得の増大をはかることを主要な目標としていることはよく知られている。一九七二年には前年度に比較して農家の実質収入は一四%増加し、非農業部門の労働者の収入にある程度追いつくことができた。この傾向は七三年にも継続し、農家の平均収入は更に増大した。フランスでは実質収入は一〇・四%増と評価された。このような価格騰貴はほぼ全農産物に及び例えば牛肉についていえば、指導価格 (prix d'orientation) よりも平均して三〇%も高いところにあつた。農産物価格の高水準は七二・七三年の世界的な農産物不足がそれを支えたのである。穀物の世界市場価格はこれ迄にない高騰を示し、小麦、大麦、とうもろこしの国際価格はE E C価格を上回つた。これはE E Cの歴史始まって以来初めてのことである。従来国際価格と域内価格の価格差に相当する分が輸入課徴金として徴収されており、E E Cの農業保護政策の一つの特徴であ

E C経済の最近の若干の問題点(清水)

つた。国際価格の上昇にともない課徴金の額は少なくとも、零になり遂に負の値となった。つまり輸入課徴金は廃止されると共に輸出課徴金が課せられるようになった。課徴金の論理からすれば当然のことではあるが、E E Cの農業政策からすれば思つてもいなかったことであると共に、E E C共通農業政策の歴史の中では特に例外的な時期となつたのである。課徴金政策が、外国の低価格から域内価格を守るだけでなく、外国の高価格からも域内価格を守るといふE E C農業政策の価格安定政策の制度的優越性を示すものとしてE E C農業担当者は強氣の態度を示したが、逆に見るならばE E C農業政策のE E Cナショナルリズムが逆の場合にも表われることを実証したものである。

牛肉価格は国際価格は六七年頃から不断の上昇を続けていたが、E E C価格は七〇年迄は安定しているが七一年から上昇に転じた。飼料穀物の値上りが一つの原因であるが、同時に、一般的傾向として乳牛の過剰(その端的な現われがE E Cにおける乳製品の過剰)肉牛の不足という傾向があり、これらが牛肉価格を上昇させたのである。E E C当局はこれに対処するため牛肉の生産を優遇する措置をとつた。七三年五月の

措置がそれで、①乳牛生産から肉牛生産への転換に対する奨励金の交付、肉牛飼育を發展させる奨励金制度などである。しかし、七三年前半の牛肉の高値には問題が含まれていた。高価格による高収益をあてにして農業者は仔牛を沢山買い込んだ。一方消費需要はこの高価格について行けず、牛肉の不買運動が世界的規模でくり広げられた。飼料価格の高値が続いているにも拘わらず、牛肉価格の低下傾向は早くも七三年七月にははつきりし、七四年一月には重大な段階となり五月六月に最悪の状態をむかえたのであった。

このような牛肉価格の下落と、それに加えて石油価格の値上げが直接的には温室作物、間接的には諸物価の値上りを通じて全農産物のコストを引上げ、農業者の収入を大きく圧迫したのである。そこから農産物価格再値上げの要求が出て来た。委員会はこの要求に対して四％の値上げを提起したが、フランス、ベルギーの農民団体は8％を主張していた。西独政府は農産物価格の値上げに反対した。従来の西独の主張とは異なっている。その理由は①農産物価格の引上げは諸物価の値上げにつながる、②高い農産物価格の支持にはそれだけ財政支出が必要だが、西独の財政負担は他の国よりも大きい、

③各国がまちまちの補助金政策を採用してEEC共通政策の原則がゆがめられているなどであった。西独は一旦理事会で拒否権を発動し、農業問題の成行きで緊迫感がただよったが十月二日拒否権を撤回し、五％の値上げが年度の途中で現実された。

七四年後半における砂糖の値上りも異常であった。世界的に見た場合砂糖はいっついで増産されているが、需要はこれを上まわり、砂糖の国際価格は急速に上昇して来た。特にヨーロッパの場合七一／七二年度の増産の後はその維持できず、七三／七四年度も天候が悪く減産を余儀なくされた（第一表参照）。七四／七五年は未だ入手しうる資料はないが記録的な長雨にたたられ、砂糖生産はぐっとおち込むと予想される。この為、七四年下半期は従来の価格騰貴に一層拍車がかかった。特にイギリスがその影響を強く受け、丁度英国のEEC加盟、英連邦砂糖協定の期限切れをひかえ、イギリスの今後の砂糖政策の転換の子

第1表 欧州9カ国の砂糖生産量
(単位：1000メートン)

1968/69	8,196
1969/70	8,718
1970/71	8,366
1971/72	9,629
1972/73	9,584
1973/74	9,529

第2表 1968～74年迄の白砂糖の価格の変化

	フランス・フラン	USドル
1968	242	50.4
69	380	79.1
70	485	101
71	694	144.5
72	1,021	212.7
73	1,121	233.5
74. 2. 13	2,570	535.4
47. 5. 31	3,000	625

出所 The Situation in the Sugar Sector ; European Communities, Newsletter on the Common Agricultural policy, August 1974 (第1, 2表とも)

想などがからんで英連邦からの砂糖供給が減少し、その分を欧州大陸のEC諸国から埋め合わせることも出来ず、砂糖はイギリス市場から完全に姿を消してしまった。商品のなくなった店頭には当分入荷の見込のつかないむねの貼紙が出たり、砂糖を求めて並ぶ行列が見られたり、更には医者が国民の健康上好ましい現象などと発言して消費者が激怒したりというニュースが見られた。ここで砂糖をめぐる国際状況をEC市場を中心に見てみよう。

一九七三年十月に国際砂糖協定の漸定的延長(七四年一月一日から七五年十二月末日迄)のための会議が開かれたが、EC九カ国はその協定の調印をしなかった。丁度七年前即ち一九

EC経済の最近の若干の問題点(清水)

六八年に国際砂糖協定の交渉が行なわれた時、EEC六カ国は一〇〇万トンの輸出割当を要求し、三〇万トンの割当しか得られなかった為、六八年協定にEECは参加しなかったことが想起される。七三年の交渉ではECに新たに参加した三カ国が国際砂糖協定の加盟国でもあり、委員会はEC九カ国がこの協定に調印すべきことを提案した。しかし九カ国の若干の国々はECの砂糖政策が明確でない現時点で国際的協定を結ぶべきでないことを主張して結局この協定への参加をしなかった。

他方英国と英連邦砂糖輸出国との間に一九五一年からコンウェルス砂糖協定が存在していた。しかしこの協定は七四年十二月三十一日で期限切れとなる。イギリスの加盟条約の附属議定書第二十二号では一次産品特に砂糖輸出国の利害を考慮することが述べられている。委員会はこれを考慮に入れ七三年七月のメモランダムではこれらの国々に従来通りの保証を与え、一四〇万トンの輸入をこれらの国からなすべき提案を行なっている。

一方EECの砂糖政策は漸定的なものとして一九六八年に発足しているが、その基本はクォータ・システムである。こ

の制度の下で砂糖工場は基本割当(A)を与えられ、その範囲内では価格は全面的に保証され、これに追加的割当(B)があり価格の保証は部分的である。この割当を越えた分については生産者は何らの保証も得られない。

以上のような域内砂糖政策及び国際環境の中で、しかも従来の六カ国E.C.の中では砂糖の自給率が二〇八%〜二一九%とネットの輸出国から砂糖の大輸入国イギリスをメンバーとして迎え、その英連邦との関係もあり、拡大されたE.C.の砂糖政策を立案すべき時にE.C.で発生した砂糖不足と、価格の暴騰であった。七四年十月の理事会で砂糖の生産を増やすことと、イギリスの砂糖輸入を認め二〇万トン迄補助金を出すことが決められたが、開発途上国からの砂糖の安定的輸入については何ら決められていない。

3 農業統一価格と国際通貨危機

E.C.の農産物の統一価格はマルクでもフランでも、ましてドルでもない統一的な勘定単位U.C. (Unité de Compte) で表示されていることよく知られている。このU.C.の価値は純金〇・八八八七〇八八グラムに相当し、そしてこれは一九

三四年に設定され、IMF発足当時に維持されていたアメリカ合衆国ドルの価値と同じものである。例えば一九六八年においてフランス・フランの金価値は一フラン=純金〇・一八〇グラムであり、小麦のドン当り指標価格は一〇六・二五U.C.であれば、この指標価格はフランス・フランに直せば、

$$\frac{0.88867088 \times 106.25}{0.180} = 525 \text{ FF/tonne}$$

である。もしフランス・フランが平価を切下げて、その金価値を二分の一にしたとすれば小麦価格はU.C.での評価は従前通りで全然変化せず、フランス・フランでの評価が一〇五〇フランになることになる。

一九六二年U.C.の設定された時、このU.C.の金平価は不変に保つべく考えられ、従ってU.C.での価格表示は農産物価格に金保証を与えた如く考えられた。この点に関して不明確をさけるため欧州共同体理事会は一九六八年に規則を定めた。それによると

——全加盟国がその通貨の平価を同じ方向に、同じ割合で変更した場合はU.C.はその平価の変更と同じ方向に、同じ割合で自動的に変更される。この場合は農産物の価格の相対的水準、工業製品の価格、コストは通貨による表示では

同じ水準にとどまる。例えば、E E Cの総ての加盟国が一〇%の平価切下げをした場合、U Cの価値は自動的に一〇%切下げられる。

——加盟国が同じ方向に、異なった割合で平価変更をした場合は、U Cの価値は平価変更と同じ方向に自動的に変化するが、変更中の最も小さい国の通貨と同じ割合で行なわれる。

——他の場合、即ち平価の変更が唯一国のみで行なわれた場合、又は平価の変更が異なった方向に、異なった比率で行なわれた等の場合、理事会は委員会の提案により、通貨評議会にはかった後、全会一致でU Cの価値の変更が行なわれるべきか否か、又行なう場合は、どれだけ行なうかを決定する。

実際に起つたのはこの第3のケースである。即ち一九六九年にフランス・フランと西ドイツ・マルクの平価が変更された。

(a) フランス・フランの平価切下げ

一九六九年八月八日にフランス・フランの平価は一フランが純金〇・一八〇グラムから〇・一六〇グラムへと切下げられた。この時はU Cの金平価は変更されなかった。従って一

E C経済の最近の若干の問題点(清水)

U Cのフランでの表示は四・九三七〇六フランから五・五五四一九フランへとなった。このフランス・フランの一・一〇%の平価切下げは同じ率だけフラン表示の農産物価格の引き上げを意味する。このような農産物価格の一〇%以上の突然の引上げは、①インフレの原因となる、②農業者と他の職業との間の所得関係を変化させる、③農産物の生産過剰を惹起することになる。もしフランス国内価格を以前と同じ水準に維持するならば、為替レートの変更にともない、共同体の内外でフランス農産物は不当に安く評価され、競争を歪曲することになる。そこで理事会はフランスに対して、直ちに共通価格に一致させなくてもよいことを認め、フランスは一九七一/七二年度までに共通価格にもっていくことにした。域内及び域外に輸出する場合、フランスの価格と共通価格との差額は補償金として徴収或は支払が行なわれた。輸出の場合には一種の補償税として、又輸入の場合は政府から輸入業者に補償支払いとして。

(b) 西ドイツ・マルクの切上げ

六九年十月にマルクの投機買いをあげたため西独はマルク買いに対する介入を放棄し、フロートに入ったが、十月二四

日にマルクの九・二九パーセントの切上げを行なった。この結果一U Cの西独マルクでの評価は四DMから三・六六DMへと下落した。これと同じ割合でドイツ・マルクで評価した西ドイツ農産物価格を下落させねばならない。これは西ドイツ農民にとっては受入れられない。西ドイツ政府は農産物のドイツ・マルク価格を漸定的に据えおくことを認め、補償措置を講じた。これは前のフランスの場合と同じ種類のもので、その効果は逆のものである。即ち輸出に対して補助金を交付し、輸入に対しては補償税を課した。

E C理事会はこの過渡的な制度は一九七〇年一月一日より廃止し、同時に農民の蒙る損失に対して補償として四年間にわたり毎年一七億DMをF E O G Aから支出することを決定した。

一九七一年に再び投機の波がおし寄せた。七一年五月九日西ドイツとオランダが通貨のフロートに入った。共同市場の対象となっている農産物に対して補償金制度が再びとられた。この制度は同年八月十五日のニクソン・ショックの後ベネ룩ス及びイタリアにも及んだ。

一九七一年十二月のスミソニアン協定により通貨危機は一

時小康を保ったが、この時一連の為替相場の変更が行なわれている。E C諸国についていえばイタリアの1%の切下げ、ドイツ・マルクの四・六1%、ベルギー・フランとギルダの二・六%の切上げであった。フランス・フランは不変であった。この時為替相場の変動巾は二・二五%(上限と下限の巾は四・五%)となったが、E C諸国は変動巾を四・五%でなく二・二五%に維持することを決定した(七二年三月)。その後為替相場の変更が起っている。まずイギリスとイタリアがE C共同変動制にとどまることが出来ず、七二年六月と七三年二月に共通の「蛇」から離脱している。西ドイツは七三年の三月と六月に二度マルクを切上げている。ギルダも七三年九月に切上げられ、フランス・フランは七四年一月一日から「蛇」から離脱して変動制に入った。

これらの通貨価値の変更に際しても同様な措置がとられた。(1) 安定通貨政策を採用している国の場合

二・二五%の範囲の変動巾を堅持している国(西ドイツ、ベネ룩ス、デンマーク、一九七四年一月十九日迄のフランス)においては当該国同志の農産物貿易では固定的な補償金を採用している。即ちこの額は各国の中心相場とIMFにおける公

式平価との較差から計算される。この較差はベネルックス諸国の場合二・七%、西ドイツは七・二%、フランスは0である。各農産物に適用する補償金額は、その製品の介入価格にこのパーセンテージを乗じて決定される。IMF平価との関係で切上げになっている国(西ドイツ、ベネルックス)は輸入に対して補償額を課し、輸出に対して補償額を支払う。IMF平価との関係で切下げになっている国は逆に輸入に補償額を支払い、輸出に対して補償額を課する。デンマークはスミソニアン協定以後平価の変更がないので課金も支払いもない。

(2) 通貨がフロートしている国の場合

英国、アイルランド、イタリア、一九七四年一月二日以後のフランスがこのケースで、補償額を決定する基礎となるレート(貨幣の減価のパーセンテージ)は一年間ではなく、毎週市場における為替相場の変動を見て計算され、1%未満は切捨てられる。このレートは当該国通貨と「蛇」の中にある四つの安定通貨の間の差の算術平均である。例えば一九七三年五月一四―一八日の週においてイタリアのリラと四カ国通貨との差の平均は一五・九五%であり、従って一六%が設定された。従ってイタリアがこれらの国から穀物を輸入した場合、

穀物の介入価格の一六%に相当する額が輸入業者に支払われた。

同様な方法が英国およびアイルランドに対しても適用されるが、これら二国の場合は農産物価格が未だ六カ国の農産物価格と完全に一線に並んでいない。丁度六カ国欧州において単一価格が採用される迄の過渡期に適用されたのと同様な一種の課徴金(この場合 accession compensatory amounts といわれる)、が課せられており、補償額はこれにプラスした額またはマイナスした額となる。

(3) 第3国との貿易の場合

第三国からの農産物に対する輸入課徴金及び輸出補助金は又補償金の額によって修正される。共同フロート参加国で平価がIMF平価と異なる国(西独、ベネルックス)の場合は一一定の固定的な係数が適用される。西独の場合はそれは〇・九一八で(一・七二%)あり、ベネルックスの場合は〇九・三七(一・二七%)である。英国、イタリア、フランスの場合は補償額は各週毎に計算される。

以上概観したようにEC加盟国が通貨価値を変更し、或はフロート制を採用した場合、EC農業政策における統一価格

共同研究室

昭和五十年第一回研究会(五月十六日)

▼テーマ ヨーロッパ経済の一面

報告者 清水貞俊氏

(報告要旨は本誌海外留学記の項に掲載)

昭和五十年第二回研究会(六月六日)

▼テーマ 利潤と剰余価値

——技術進歩の存在する場合——

報告者 北野正一氏

報告要旨

一、仮定

二、価値規定

三、利潤と剰余労働

四、おわりに

資本制約拡大再生産が持続するための重要な実現条件の一つは技術革新である。新技術は景気循環の好況局面で大量に導入され普及するが、その対局として旧技術を陳腐化(道徳

制度は乱され、この乱れを救済し、農業政策の統一制を維持するために補償金制度が導入され、かろうじて共通農業政策が維持されているが、その為の計算、特に実際の管理にあたっては複雑さが増大している。国際通貨の混乱によりEC農業政策維持の困難が云々され、農業政策の前進の為に経済通貨同盟の推進が不可欠といわれるのはこのためである。

(本報告書の前半部分は私学研修福祉社会に提出したレポートに加筆したものである。)